

社会福祉法人わかば福社会 役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人わかば福社会役員の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 役員の報酬は、旅費及び日当とする。

(旅費及び日当)

第3条 旅費及び日当は次に掲げる役員に対し、それぞれ、出席1回につき3,000円を支給する。

- 1 理事長
- 2 理事
- 3 監事
- 4 評議員

(報酬の支給)

第4条 役員の報酬は、会計年度終了後3ヵ月以内に当該年度の理事会開催回数を集計し支給する。

- 2 前項の報酬は、現金で支給する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日に改定し、施行する。